

# 特許諸費用の減額及び納付猶予弁法

2006年10月12日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 特許諸費用の減額及び納付猶予弁法

(2006年10月12日国家知的財産権局令第39号公布)

第1条 「中華人民共和国特許法実施細則」及び関連文書の規定に基づき、特に本弁法を制定する。

第2条 出願者又は特許権者が特許に関連する費用の納付について確かに困難な状況にある場合、本弁法に照らし国家知的財産権局特許局（以下“特許局”と略称する）に、関連費用の減額や納付猶予を願い出ることができる。

第3条 特許局の認可を経て、次の特許費用の減額・納付猶予ができる。

1. 出願料（そのうち公布印刷料、出願付加料は減額・納付猶予されない）。
2. 発明特許出願審査料。
3. 年間料（特許権を与えられた年から3年以内の年間料）。
4. 発明特許出願維持料。
5. 再審査料。

第4条 出願者又は特許権者が個人である場合、85%の出願料、発明特許出願審査料と年間料及び80%の発明特許出願維持料と再審査料の減額・納付猶予を願い出ることができる。

出願者又は特許権者が単位である場合、70%の出願料、発明特許出願審査料と年間料及び60%の発明特許出願維持料と再審査料の減額・納付猶予を願い出ることができる。

2名或いは2名以上の個人や、個人と単位が共同で特許を出願する場合、70%の出願料、発明特許出願審査料と年間料及び60%の発明特許出願維持料と再審査料の減額・納付猶予を願い出ることができる。

2つ或いは2つ以上の単位が共同で特許を出願する場合、特許料の減額・納付猶予は行わない。

第5条 特許出願者は特許を出願すると同時に併せて本弁法第3条に規定する5種類の費用の減額・納付猶予を願い出ることができる。特許局が特許の出願を受理した後、再び出願料の減額・納付猶予は行わない。出願者或いは特許権者は期限が来ていない費用に対してのみ減額・納付猶予を願い出ることができ、且つ関連費用の納付期限満了の2ヵ月前に費用の減額・納付猶予を願い出なければならない。

第6条 出願者又は特許権者が特許費用の減額・納付猶予を願い出る場合は、費用の減額・納付猶予の申請書を提出しなければならない、必要な時は、更に関連の証明文書を添付しなければならない。

費用の減額・納付猶予申請書は全体の申請者又は特許権者の署名或いは押印がなければならない。

第7条 個人が特許費用の減額・納付猶予を願い出る場合、費用の減額・納付猶予申請書にありのまま、本人の年収状況を記入しなければならない、必要な場合、特許局の要求に基づき、特許業務を管理する市級以上の人民政府が発行するその経済が困難な状況につい

ての証明書を提出しなければならない。

2名或いは2名以上の個人が共同で特許料の減額・納付猶予を願い出る場合、費用の減額・納付猶予の申請書にありのまま、それぞれの年収状況を記入しなければならない、必要な場合、特許局の要求に基づき、特許業務を管理する市級以上の人民政府が発行するその経済が困難な状況についての証明書を提出しなければならない。

単位が特許料の減額・納付猶予を願い出る場合、費用の減額・納付猶予申請書にありのままに経済的に困難な状況を記入しなければならない、且つ特許業務を管理する市級以上の人民政府が発行する証明書を添付しなければならない。

個人と単位が共同で特許料の減額・納付猶予を願い出る場合、個人は費用の減額・納付猶予申請書にありのまま、本人の年収状況を記入しなければならない、単位はありのままに経済的に困難な状況を記入しなければならない、且つ特許業務を管理する市級以上の人民政府が発行する証明書を添付しなければならない。

特許業務を管理する市級以上の人民政府が発行する証明書は特許料の減額・納付猶予の単位の性質が個人、公共機関或いは団体機関であるか否か証明しなければならない、且つその経済的に困難な状況を説明しなければならない。

第8条 特許局は費用の減額・納付猶予申請書を受領後、審査を行ない、費用の減額・納付猶予の申請を許可するかどうかの決定を下さなければならない、併せて出願者又は特許権者に通知しなければならない。

第9条 次の状況がひとつでもある場合、特許料の減額・納付猶予を許可しない。

- (1) 特許局が制定する費用の減額・納付猶予申請書を使用しない場合。
- (2) 全体の出願者又は特許権者が費用の減額・納付猶予申請書に署名或いは押印をしない場合。
- (3) 費用の減額・納付猶予申請書を提出した単位又は個人が本弁法第7条に規定する証明書を提出しなかった場合。
- (4) 出願者又は特許権者の個人の年収が人民元で2万5千元を超過している場合。
- (5) 費用の減額・納付猶予申請書に全体の出願者又は特許権者の個人の年収を明記しなかった場合。
- (6) 出願者又は特許権者が2つ以上の単位であった場合。
- (7) 費用の減額・納付猶予申請書の出願者又は特許権者の名称や発明創造の名称と特許申請書の関連の内容が一致しない場合。

第10条 申請者は特許法及びその実施細則の規定の期限内に、全額に基づく関連費用を納付しなければならない。特許料の減額・納付猶予申請が特許局の許可を経た場合、納付額は、減額・納付猶予の許可後の残りの部分とする。

第11条 特許料の減額・納付猶予申請書の許可を決定後、特許局が当該決定に誤りを発見した場合、訂正することができ、且つ訂正結果を出願者又は特許権者に通知する。

出願者又は特許権者が特許料の減額・納付猶予の申請書を願い出る際、虚偽の状況や虚偽の文書を提供した場合、特許局は事実の確認後、特許料の減額・納付猶予の申請書の許可の取消しを決定し、併せて出願者又は特許権者に指定の期間内に減額・納付猶予の費用を全て払い込まなければならない。当事者が、期限が過ぎても追納しない或いは追納金額が不足する場合、特許局は費用の不足分に基づき法に基づき、相応の処理の決定を下す。

第 12 条 出願者又は特許権者がその発明と創造により経済的な収益を得た後、減額・納付猶予の各特許料は追納しなければならない。